

第6条の見出しを「文書取扱主任等」に改め、同条第1項中「文書取扱主任」の次に「及び文書取扱担当者」を加え、同条第2項中「危機管理監が事務吏員のうちから指定する者。」を「危機管理監が事務吏員のうちから指定する者」に改め、同条に次の2項を加える。

4 文書取扱担当者は、本庁にあっては課長か庶務関係の事務吏員のうちから指定する者（危機管理監の下に置く文書取扱担当者については、危機管理監が庶務関係の事務吏員のうちから指定するもの）、振興局にあっては振興局総務部長（上益城地域振興局土木部にあっては当該部の長）が総務課（上益城地域振興局土木部にあっては土木総務課）の事務吏員のうちから指定する者、振興局を除く地方出先機関にあっては地方出先機関の長が事務吏員又は技術吏員のうちから指定する者をもって充てる。

5 文書取扱担当者については、複数の者を指定することができる。

第7条の見出し中「文書取扱主任」を「文書取扱主任等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 文書取扱担当者は、文書取扱主任の職務を補助するとともに、文書取扱主任が不在のときは、前項各号に掲げる事務を処理する。

第8条第1項第4号中「、受付発送簿」を「、文書管理システムに登録することにより番号を付ける。ただし、文書管理システムを利用できないことその他の理由により文書管理システムにより難しい場合には、受付発送簿」に改め、同条第2項中「回数に従い」を「回数に従うなど必要に応じて、」に改める。

第10条の見出し中「受付」を「受領」に改める。

第11条第4項中「、受付発送簿」を「、文書管理システムに所要事項に登録しなければならない。ただし、文書管理システムを利用できないことその他の理由により文書管理システムにより難しい場合には、受付発送簿」に改め、同条に次の3項を加える。

6 文書取扱主任は、第1項の規程により配付を受けた文書を、直ちに主管係長又は主管係長を経て主務者に交付しなければならない。

7 主務者は、文書管理システムを利用して各課に到達した文書のうち収受の処理が必要と認めるものを文書管理システムに登録するものとする。

8 文書取扱主任は、文書管理システムを利用して到達した文書が課の所掌に係るものでないときは、速やかに文書管理システムにより当該文書を発信元へ差し戻すものとする。第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条及び第14条を次のように改める。

（処理方法）

第13条 主管係長又は主務者は、第11条第6項の規定により文書の交付を受けたとき又は同条第7項の規定により文書に登録したときは、速やかに起案その他必要な措置をとらなければならない。ただし、重要な文書又は上司の指示を受けて処理することが適当と認められる文書は、直ちに上司の閲覧又は指示を受けなければならない。

（文書の起案）

第14条 文書の起案は、私学文書課長の定めるところにより、文書管理システムの電子的方式による起案又は文書管理システムで出力する起案用紙による起案のいずれかにより行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、文書管理システムを利用できないことその他の理由により文書管理システムにより難しい場合には、文書管理システムによらずに起案用紙（別記第13号様式又は別記第13号様式の2）を用いて起案することができるものとする。

3 次の各号に掲げるもの及び前2項によることが適当でない場合であって、主管課長があらかじめ私学文書課長に協議して別に定めるものについては、前2項の規定は適用しない。

（1） 軽易なもので文書の余白に処理案を朱書して処理できるもの

（2） 定例的なもので所定の簿冊に要旨を記入して処理できるもの

第16条第2項第2号中「訂正したときは」を「電子決裁によらない場合には、訂正したときは」に改める。

第17条中「起案用紙」を「文書管理システムに登録し、又は起案用紙」に、「朱書」を「記入」に改め、第12号を次のように改める。

（12） 例文を設定しているもの「例文設定」

第17条中第13号を削り、第14号を第13号とする。

第18条中「起案用紙」を「文書管理システムに登録し、又は起案用紙」に、「朱書」を「記入」に改める。

第19条第2項中「、課長」を「、電子決裁によらずに回議する場合には、課長」に改める。

第21条中「回議案」を「電子決裁による場合を除き、回議案」に改める。

第23条第1項中「回議又は」を「電子決裁による場合を除き、回議又は」に改める。

第23条の2中「、その」を「、回議案の」に改め、「この場合において、前条第2項に準じて速やかに後関を受けなければならない」を「ただし、電子決裁による場合には、朱書は要しない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により上司の決裁を受けた場合には、前条第2項の規定に準じて速やかに後関を受けなければならない。

第24条第1項中「合議」を「電子決裁による場合を除き、合議」に改める。

第25条第1項中「回議し、又は」を「回議し又は」に改め、同項中「しなければならない